

令和4年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
令和4年度化学物質審議会第3回安全対策部会
第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】
(Web開催)

議事要旨

日 時 令和4年11月18日(金)13時00分～14時00分

開催方法 Web会議方式

議 題

1. 一般化学物質のスクリーニング評価等について
2. その他

議 事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- ・化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の判定について審議が行われた。一般化学物質等のスクリーニング評価の結果、生態影響の観点から4物質が新たに優先評価化学物質相当と判定された。
- ・また、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価の結果、優先評価化学物質相当と判定される物質はなかった。
- ・人健康影響のみ又は生態影響のみが指定根拠の優先評価化学物質に係る指定根拠外項目の観点からの優先度判定の結果、生態影響のみが指定根拠となり優先評価化学物質に指定されている優先通し番号204番「1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を主成分(80%以上)とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物」は、人健康影響の観点からは優先評価化学物質に相当しないと判定され、優先評価化学物質相当と判定される物質はなかった。
- ・判定結果については別添を参照。

別添

優先評価化学物質相当と判定された物質一覧(令和4年11月18日)

評価単位		人健康影響			生態影響			専門家による詳細評価を踏まえ優先評価化学物質に指定(判断基準)	人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定	生態影響の観点から優先評価化学物質に指定
名称		暴露クラス	有害性クラス	優先度	暴露クラス	有害性クラス	優先度			
優先度「高」として優先評価化学物質相当と判定された物質										
—	[2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシエチル)-N, N-ジメチルエタン-1-アミニウム(又は2-ヒドロキシ-N-(2-ヒドロキシプロピル)-N, N-ジメチルプロパン-1-アミニウム)と飽和脂肪酸(C=10~18、直鎖型)又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)とのエステル化反応生成物]の塩				2	3	高			○
—	α -アルキル(C=6~18)- ω -ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)				2	2	高			○
—	エチレンジアミン四酢酸のナトリウム塩				2	3	高			○
—	[α -(1-オキソアルキル(C=8~18、直鎖型))- ω -メキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)又は α -(1-オキソアルケニル(C=8~18、直鎖型))- ω -メキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1,000未満であるものに限る。)				2	3	高			○